

平成25年金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る銀行法施行規則等の改正案に対する質問・意見

一般社団法人全国地方銀行協会

	該当条文	意見・質問	理由
1	第13条の2 外国銀行の業務の代理又は媒介	以下のケースは、外国銀行代理業務には該当しないという理解でよいか確認したい。 業務提携している外国銀行（資本関係はない）に行員を出向させ、当該出向行員が当該国に進出している当行取引先に対して、当該外国銀行の行員として、金融サービスを案内すること。	出向行員が当該外国銀行と雇用関係を有している場合には、当該外国銀行の行員として金融サービスを案内することになり、代理・媒介には該当しないと考えるため。
		日本からの出張者である行員が、当該国に進出している当行取引先の依頼に応じて、外国銀行（資本関係はない）の金融サービスを紹介すること。	平成18年2月の「銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）」に関するパブリックコメントでの金融庁の回答では、「銀行代理業は、銀行のために行うものであり、顧客のために行う行為はこれに該当しません」とされているため。
2	第35条第1項 第3号、第3号の3 届出事項	「取締役又は監査役を選任しようとする場合」には、再任する場合も含まれるのか。 また、再任も含まれる場合であっても、会計監査人については、定時株主総会において別段の決議	

	該当条文	意見・質問	理由
		がされなければ再任されたものとみなす規定（会社法第 338 条第 2 項）があり、本条項により「再任」となる場合は、事前の届出は不要という理解でよいか。	
3	同上	「取締役又は監査役を選任しようとする場合」の届出は、取締役会における候補者決定の日から株主総会決議までの間に提出すればよいとの解釈でよいか。	
4	同上	「銀行を代表する取締役を選任しようとする場合」について、代表取締役は会社法第 349 条第 3 項に基づき、総会で取締役が選任された後に開かれる取締役会で互選されており、事前に候補者の機関決定はされていないケースが多く事前届出は実務上困難である。代表取締役の選任については事後届出としていただきたい。	